

一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成27年1月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）・交通労災防止」連載第11回目

昭和 46年「点検は「だろう」を抜いて 確実に」

平成 15年「自分の健康 自分で管理 必ず受けよう 健康診断」



★今年もどうぞよろしくお願ひいたします★ 今年一年元気に無事故で張り切りましょう！！

まだまだ厳しい寒さが続いています、身体は十分に温めて動かしているでしょうか？

作業前の柔軟体操はもちろんのこと、作業後のストレッチも怠りなく念入りに。明日への準備体操です。首・手首・足首をゆっくりくるくる。体内血液をリズムよく動かして下さい。

♥思わず暴飲暴食してしまったりはしませんでしたか？胃に負担をかけないような食事を工夫してみてください。とりつくねの「あんかけ」うどんはどうでしょう。「卵かけ」にしても「大根みぞれ」にしても、つくねとの相性は良いと思います。簡単なので、ぜひ試してみてください。温まる&消化にも良いですよ♥

◆労災豆知識（一人親方さん用） 労災保険って？

＊「給付基礎日額」によって休業した時の所得補償が異なります

・どんなに気を付けていても、ケガをしてしまうことはあります。すぐに治ればいいのですが、部位や場合によっては治るまでが長引いてしまう事もあるかも知れません。ケガをしてしまって、全く仕事が出来ない状態が4日以上になると、4日目からの休業に対して労災（国）より給付が行われます。（休業開始後3日間は給付がありません。）その時の1日の補償の計算の基礎となるのが「給付基礎日額」です。休業の場合は1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。3,500円の給付基礎日額を選択されている人は1日2,800円の収入補償です。もしも30日間全く仕事が出来なかった場合には、2,800円×27日＝75,600円。

・労災様式第8号（休業補償給付支給請求書）により手続きを進めていく事になりますが、労災事故連絡書⇒様式8号作成⇒病院証明⇒労働基準監督署へ提出⇒決定通知⇒振込・・・初回の申請では振込までに2ヶ月前後はかかります。

・1ヶ月以上のケガになると、休業している間は「第2回・3回」と、8号用紙で速やかに請求していきますが、入金までにはやはりそれぞれ時間がかかります。

・「万が一」長期休業しなければならなくなった時の補償・・・現在選択している給付基礎日額での収入補償額が十分かどうか更新の際には検討してみてください。（給付基礎日額は更新時にのみ変更出来ます。）

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局
（安達社会保険労務士事務所）

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！H/P <http://www.oyakatar.jp/>